ＪＩＳマーク表示製品認証申請書

ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日

一般財団法人 建材試験センター

理事長　渡辺　宏　　殿

 申請者の名称 ：ＸＸＸＸ株式会社

青字は例、灰字は注意です。

入力は、全て黒字で行ってください。

入力後、青字・灰字、本欄は、削除してください。

 所在地 ：ＸＸ県ＸＸ市ＸＸ

 申請者代表者の役職・氏名 ：ＸＸＸ　　ＸＸＸＸ　**押印又は署名**

**※申請者が法人の場合にあっては、下記事項は必須となります。**

法人番号（13桁の国税庁発行番号）：

 法人代表者の氏名 ：

産業標準化法第XX条第１項の定めによるＪＩＳマーク表示製品認証を同意書に合意のうえ申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)認証を受けようとする鉱工業品又は加工技術 | 日本産業規格の番号及び名称 | JIS番号：JIS　X　XXXX規格名称：xxxxxxxxxx,xxxxxxxxxxx  |
| 認証区分 | xxxxxxxxxx**（審査要綱又は分野別認証指針に記載する区分を記述する）** |
| (2)認証を受けようとする鉱工業品を製造又は加工する工場又は事業場 | ふりがな | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| 名称 | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| ふりがな | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| 所在地 | 〒xxx-xxxxxx県xx市xxxx町----------------- |
| 電話番号 | TEL：xxx-xxx-xxxx |
| FAX番号 | FAX：xxx-xxx-xxxx |
| 一括審査をする工場・事業場又は試験検査部門 | 名称、所在地及び連絡先 | **※(2)と所属又は所在地が異なる場合に記入する。ない場合は、「該当なし」とする。** |
| (3)品質管理責任者の氏名、所属部署、役職及び連絡先 | ふりがな | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| 氏　名 | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| 所属部署及び役職 | xxxxxxxxxxxxxxxxxxx |
| 連絡先 | TEL | xxx-xxx-xxxx |
|  | FAX | xxx-xxx-xxxx |
|  | E-mail | xxxxxxx@xxxx.xxx.xx.jp |
|  | 　住所  | **※(2)と同じ場合、その旨を記入する。** |
| (4)適用する品質管理体制の基準（該当項目に印又は■） | □基準A　　□基準B |
| □　ISO9001認証取得（**審査登録機関の名称及び登録番号**）□　JIS認証取得（**登録認証機関の名称及び認証番号**） |
| (5)希望する製品試験の場所（該当項目に印又は■） | □　a)認証機関の試験所（委託契約試験所を含む）□　b)申請者の試験場所での立会試験□　c)認証機関の試験所以外の試験データの活用 |
| ＊＊（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　 |

＊＊一部の試験をa)以外の場所で実施することを希望する場合、その試験項目を記載してください。

一般財団法人　建材試験センター

理事長　殿

**同　意　書**

　申請者は、一般財団法人 建材試験センターが行うJISマーク表示製品認証の申請にあたり、審査中及び認証の有効期間中において以下の項目について同意いたします。

**同意事項**

1. 認証を受けようとする製品は、認証プログラムに係わる該当規定（産業標準化法令、認証指針、認証を受けようとする日本産業規格等）に常に適合する。製品及び品質管理体制等に生じた変更については変更申請などによって適切に対応する。
2. 審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、一般財団法人 建材試験センターが行う審査（再審査を含む）のために必要な文書の用意、すべての場所への立ち入り、全ての記録の閲覧及び申請者側との面接のための場所の提供、事前請求がある場合には、審査費用の支払いが含まれる。
3. 認証の対象となっている製品についてだけ認証されていることを表明する。一時停止、取消し、及び認証終了の際は広告宣伝物への使用停止も含めて適切な処置をとる。
4. 次の事項は実施しない。

①一般財団法人 建材試験センターの評価を損なうような運用

②授与された認証を産業標準化法に違反するような使い方

③誤解を招く又は認められた認証の範囲を逸脱すると産業標準化法上考えられるような認証に関する表明

1. 認証は、製品が日本産業規格に適合していることを示すためのみに使用する。日本産業規格表示認証書、ＪＩＳマーク又はそれらの一部分であっても、誤解を招く方法では使用しない。
2. 文書、パンフレット又は宣伝・広告などの媒体で認証について触れる場合には、産業標準化法及び一般財団法人 建材試験センターの指示に従う。
3. 苦情の記録を残し、一般財団法人 建材試験センターが利用できるようにする。苦情に対して適切な処置をとる。取った処置は文書化する。
4. 反社会的勢力との関係、重大な他法令違反、申請内容に関する虚偽等はない。これらが発覚した場合には、一般財団法人 建材試験センターの審査の中止又は認証の取り消しの判断を受け入れる。

年　　　月　　　日

申請者名称

申請者代表者氏名

|  |
| --- |
|  |

**注：**

**青字は例、灰字は注意です。**

**「ＪＩＳマーク表示製品認証申請書」及び「同意書」は、初回の認証申請の時のみ必要です。認証申請書と同意書は、認証維持審査を受審する場合には作成する必要はありません。**

**認証申請書に記載する、産業標準化法の条項は以下のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者所在地 | 申請者の業態 | 適用条項 |
| 国内 | 製造業者 | 産業標準化法第30条第1項 |
| 輸入業者又は販売業者 | 産業標準化法第30条第2項 |
| 加工業者 | 産業標準化法第31条第1項 |
| 海外 | 製造業者 | 産業標準化法第37条第1項 |
| 輸出業者 | 産業標準化法第37条第2項 |
| 加工業者 | 産業標準化法第37条第3項 |

**※販売業者、輸入業者、輸出業者の場合は、専用の認証申請書を用意しています。JIS認証課までお問合せください。**